

## 法令 No.6 行為基準

## 第 52 回 (2007 年)

問 14 許可使用者に係る放射性同位元素の保管の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 貯蔵施設には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
- B 貯蔵箱について、放射性同位元素の保管中これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずること。
- C 貯蔵施設のうち放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
- D 放射性同位元素によって汚染された物で、管理区域から持ち出すことができるものは、その表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えていないものであること。

① ABC のみ    2 ABD のみ    3 ACD のみ    4 BCD のみ    5 ABCD すべて

問 16 L 型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 表面における 1 センチメートル線量当量率の最大値が 5 マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- B 表面におけるアルファ線を放出しない放射性同位元素の密度が 40 ベクレル毎平方センチメートルを超えないこと。
- C 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。
- D 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。

1 ABC のみ    2 ABD のみ    ③ ACD のみ    4 BCD のみ    5 ABCD すべて

問 17 固体状の放射性同位元素等の廃棄の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 焼却炉において焼却すること。
- B 放射性同位元素によって汚染された物が大型機械等であってこれを容器に封入することが著しく困難な場合において、特別な措置を講ずるときは、貯蔵施設において保管廃棄すること。
- C 廃棄物埋設を行うこと（廃棄物埋設に係る許可を受けた許可廃棄業者に限る。）。
- D 容器に封入し、又は固型化処理設備においてコンクリートその他の固型化材料により容器に固型化して保管廃棄設備において保管廃棄すること。

1 ABC のみ    2 ABD のみ    ③ ACD のみ    4 BCD のみ    5 ABCD すべて